

単独相続（相続人のうち一人が相続する場合）

自動車の所有者（車検証の所有者欄に記載されている方）が亡くなり、単独相続する場合の手続きについて

自動車の価格が100万円以下であることが確認できる場合は、下記の書類により、移転登録してください。（従来の遺産分割協議書等による申請も可能です）

●遺産分割協議成立申立書（申請人である相続人の実印を押印）

添付書類

- ① 相続する自動車の価格が100万円以下であることを確認できる査定証又は査定価格を確認できる資料の写し（注：100万円を超える車両ではこの方法ではできません。）
- ② 被相続人の死亡が確認できる戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書
- ③ 被相続人と申請人である相続人の関係が証明できる戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書。
（注：相続人全員のものはありません。）
- ④ 相続人の印鑑証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- ⑤ 相続人の実印（本人が申請する場合）、又は実印を押した委任状（代理人に委任する場合）
- ⑥ 自動車保管場所証明書（被相続人の住所と車検証に記載されている所有者の住所が同一の場合は不要です）
- ⑦ 自動車検査証（車検が有効なもの）

※ 相続権利者に未成年が含まれている場合は、民法の規定により家庭裁判所が選任した特別代理人の同意を得ていることが必要です。

なお、車検証の記載で所有者と使用者が異なる場合や、共同相続の場合は、必要な書類が上記と異なりますので、詳しくはお問い合わせ下さい。